

姫路市物品購入に係る入札結果の公表に関する要綱

令和 6年 3月 4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の購入（以下「物品購入」という。）に係る入札手続の一層の透明性を確保するため、入札結果の公表（以下「公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となる入札は、契約課において一般競争入札に付した物品購入とする。

(公表の内容)

第3条 公表をする事項は、次に掲げる事項とする。ただし、落札者がない場合（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による再度の入札に付し落札者がないときに行う随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結した場合を除く。）は、第2号から第4号までに掲げる事項は、公表しない。

- (1) 入札執行日時及び物品名
- (2) 一般競争入札に参加しようとした者の氏名又は名称
- (3) 落札者の氏名又は名称及び落札金額
- (4) 各入札者の氏名又は名称及び入札金額
- (5) 落札者がない場合、その旨

(公表の方法)

第4条 公表は、前条各号に掲げる事項を記載した文書を契約課において閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前条各号に掲げる事項については、前項に規定する方法によるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(公表の時期)

第5条 前条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める時以後、速やかに行うものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事項 姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第4条の規定により公告した時
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事項 落札者を決定した時。ただし、不落随意契約については、契約を締結した時
- (3) 第3条第5号に掲げる事項 落札者がなかった時

2 前条第2項の規定による公表は、落札者を決定した時（ただし、不落随意契約については、契約を締結した時）以後、速やかに行うものとする。

（公表の期間）

第6条 公表の期間は、第3条第3号（落札者がいない場合にあつては、同条第5号）に掲げる事項を公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日の属する年度の末日までとする。

（補則）

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。